

近畿運輸局

新規許可事業者
HPで公表

一般貨物自動車運送事業(緑ナンバートラック)の新規許可事業者の一覧表を、近畿運輸局が今年の1月からHP上に掲載していることが分かった。一覧表の掲載を始めた理由について同運輸局貨物課は「問い合わせが増えてきた」と、便宜性を強調して説明。ただ、どの程度問い合わせが増えたのかについては明確な数値は「分からない」と答えるに留まる。また、文書管理、公開に関する指針が1月から変更された事実もないという。同運輸局の情報管理、公開に関しては昨年、「文

書閲覧窓口制度」と呼ばれる制度の取り扱いをめぐり、情報公開の姿勢が恣意的とも受け取られかねない扱いをしていたことが判明したばかりだ。

同運輸局HPの「トラック関係」のページ。事業許可や標準運送約款など、事業者が運輸局に対して申請・届け出をする一覧の最後にあるのが、「一般貨物自動車運送事業新規許可事業者一覧表」。「平成31年1月～」の表記もあり、クリックすると、1月から9月までの一覧表にリンクする文字が出てくる。(西口訓生)

情報公開の指針 変更もなしに

一覧表には同運輸局管内(神戸運輸監理部も含む)2府4県の新規許可事業者(申請者)名とともに、「(許可)処分」「申請者住所」「車両数」「連絡先(電話番号)」「などが記載される。10月28日現在掲載される事業者総数は、1月から9月までの新規許可事業者160社。

端を説明。もっとも、どの程度増えたかについては、「過去の資料に当たりたい」と答えるに留まっている。

同運輸局の情報公開に関しては昨年、国交省が設ける「文書閲覧窓口制度」の取り扱いに関しても疑義が明るみになったばかり。

これは、近畿地方に住む男性が兵庫陸運部の窓口を訪れ、県内に実在するトラック運送事業者に関する「事業者台帳」を閲覧したいと申し出たことに端を発したものの、同陸運部職員は男性に「閲覧できません」と答えた。

(1)

類へ続く

男性が、「文書閲覧窓口制度」が国交省に存在することを告げて初めて、同陸運部職員は近畿運輸局などに確認し、事業者台帳が窓口で閲覧できた。男性は、「内部の制度の存在を外部から指摘されて泥縄的に対応すること自体、情報公開が徹底されていない証拠。特定の者に対して、どのような情報漏れているかといった情報漏えいすら疑われる」と話す。公開された事業者台帳が、国交省が運営する「運送事業者監査総合情報システム」と呼ばれる、監査情報を含んだシステムの一部だったことが余計に事態をこじらせた。

兵庫県のトラック事業関係者は、ある事業協同組合からETCコーポレートカードに関する勧誘を受けた。「どのような協同組合か知りたい」。関係者はそう思い、認可した近畿運輸局にその内容などを問い合わせた。同運輸局は、「答えていない」とひとことだった。

関係者が一番知りたかったのは、ETCカードの協同組合として、昨今話題の多い車両制限令違反などの点数情報だった。もっとも、その基本情報として認可の内容を知りたいと考えたのだ。

「どの情報、どのように」の一覧表を開示すべき

関係者は、「民間取引の活性化などの観点からすると、協同組合の基本情報くらい問い合わせに応じてしかるべきだと思ふ」などと話す。

一方で、こうした問い合わせには答えず、片方で新規事業者一覧を公表している近畿運輸局。しかも、情報開示に関する指針に何の変更もないにも関わらず、だ。

関係者は、「新規事業者一覧表でなく、どの情報を、どのような形で公開するかの一覧表のほうを開示すべき」と話している。

貨物課

「問い合わせの増加で…」